

## 商品概要説明書

クリアーローン（三菱UFJニコス㈱保証）

（平成30年7月2日現在）

商品名	クリアーローン（三菱UFJニコス㈱保証）
ご利用いただける方	<p>○JAカードローン、JAミニカードローン取引において、ご契約期間満了時または契約更新中止時に貸越金を一括返済できない方。</p> <p>○現在ご契約いただいているJAカードローン、JAミニカードローン取引を解約いただける方。</p> <p>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	○三菱UFJニコス㈱保証型のJAカードローン、JAミニカードローンのご利用残高を毎月計画的にご返済いただくためのご資金とします。
借入金額	<p>○1万円以上50万円以内、1万円単位とし、JAカードローン、JAミニカードローンの貸越残高を上限とします。</p> <p>なお、お借入金額は貸越元金のみとし、ご解約時に発生する貸越利息は本ローンの対象外とします。</p>
借入期間	○6か月以上5年以内とします。
借入利率	<p>○固定金利とします。</p> <p>○お借入時の利率を完済時まで適用します。</p> <p>○お借入利率には保証料を含みます。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元利均等返済（毎月のご返済額（元金+利息）が一定額となる方法）とし、毎月返済方式とします。ただし、毎月の元利金ご返済額は5千円以上とします。
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	<p>○ご融資の際の事務手数料（消費税等含む。）は不要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合の事務手数料（消費税等含む。）は不要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…不要</p> <p>②一部繰上返済の場合…不要</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料（消費税等含む。）は不要です。</p>

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融共済部金融業務課（電話：079-421-3738）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部金融業務課または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）  東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会  （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A 金融共済部金融業務課または J A バンク相談所にお問い合わせください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</li> </ul>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のご借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A 加古川南